

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	給水装置工事の新設等の承認
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町給水条例 第5条
法令(例規)番号	平成10年3月美幌町条例第9号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 14 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 14 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 水道グループ 設備担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	手数料等の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町給水条例 第35条
法令(例規)番号	平成10年美幌町条例第9号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 水道グループ 設備担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(料金、手数料等の軽減又は免除)</p> <p>第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	指定給水装置工事業者の指定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町指定給水装置工事業者規程 第6条
法令(例規)番号	平成10年美幌町水道事業管理規程第2号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 14 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 14 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 水道グループ 設備担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(指定の基準)</p> <p>第6条 管理者は、第4条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事業者の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに第17条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること。</p> <p>ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	指定工事業者証の交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町指定給水装置工事業者規程 第7条第1項
法令(例規)番号	平成10年美幌町水道事業管理規程第2号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 水道グループ 設備担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(指定工事業者証の交付)</p> <p>第7条 管理者は、第6条の指定を行ったときは、速やかに当該指定工事業者に美幌町指定給水装置工事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	指定工事業者証の再交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町指定給水装置工事業者規程 第7条第4項
法令(例規)番号	平成10年美幌町水道事業管理規程第2号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 水道グループ 設備担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(指定工事業者証の交付)</p> <p>第7条</p> <p>4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	